

“見える闘いやって、今こそ裁判員制度をつぶそう”

大盛況だった10・20東京集会

「裁判員制度は幕引きの秋!」と、10月20日(水)の夜、東京・弁護士会館2階講堂で「憲法と人権の日弁連をめぐす会」主催の集会が開かれた。会場いっぱいの470人が参加、講演者と参加者が一体となって「裁判員制度を絶対につぶすぞ!」とエネルギーを充填する集会となった。

ボランティアの義務化は恐ろしい

まず、ドイツ文学者の池田浩士さんから約1時間にわたる講演があった。演題は「司法の市民参加」をもじって「ファシズムは市民参加で!」だったが、池田さんは「これは間違っていた。裁判員法をよく読んでみたら“市民”という言葉はなかった。全部“国民”でした」と訂正。「市民」と「国民」とは違う、国・国家が必要としているのはまさに「国民」なのだ」と指摘した。そして、副題の「ボランティアから裁判員まで」については、歴史に学ぼう!とワイマール憲法下でドイツ国民がどうして戦争に積極的に参加していったのかという視点から、ボランティア労働(労働奉仕)に焦点を当てて説明した。ナチ党が失業者をボランティア労働に組織していき、軍需産業にも導入、戦争に向かう中で義務化されて、強制労働となっていった。池田さんは「すばらしい自発性がナチによって収奪されていった」と国家や権力に動員される危険性に警鐘乱打。そして「私は国によって裁かれる市民を、裁く市民になりたくない。国を裁く市民になりたい」と結んだ。

「市民感覚」は作られる

高橋伴明監督は、ビデオメッセージで集会に参加。映画「BOX 袴田事件命とは」を製作するにあたって、袴田事件が冤罪であることと裁判員制度の問題点への危惧がリンクしていたと話した。「市民感覚」というのは市民感情であり、マスコミにも作られるし、プロの

裁判官の指導・誘導、あるいは被害者側の発言を聞いて作られ、感情によって誤った方向に答えが導き出される危険性が大いにあると指摘。「市民感覚が必要なら、市民感覚を持てる裁判官を育ててもっと多くすればいい。それをやらずにいきなり強制的な法律を作るというのは、きっと何か違う目的なり意図があるんだろう。一つの人民統制みたいなたくらみを感じる」と述べた。

“見立て”改ざんは裁判員制度から

鈴木達夫弁護士からは「証拠改ざん問題と裁判員制度」の特別報告があった。冒頭「いま日本の屋台骨が揺らいでいる。その中心の司法で矛盾が吹き出ている」「検察庁の証拠改ざん問題も根っこは司法の新自由主義政策である司法改革にある」として、その中心にある裁判員制度導入で検察の体質が大きく変えられたと指摘した。そして最高検の「裁判員裁判における検察の基本方針」では、主張・立証のわかりやすさ、事案の核心と全体像を早くつかむことが強調され、これまでの精密司法から核心司法へと検察原理の転換がされていると指摘。「核心」とは評価的・価値的概念で、権力の主観・恣意が入り、そこから“見立て”に沿った改ざんができてきていると批判した。

各地の運動もねばり強く

集会には各地で反対運動をしている市民も多数参加。千葉・茨城・愛知・岐阜の代表がそれぞれ街頭で使っているカラフルなプラカードやゼッケン、帽子や傘、横断幕を持って登壇、元気な報告をした。茨城からは今年裁判員通知が来たが封も開けていないという男性がその「通知」と「呼び出し状」を



持ってマイクをとり、「一緒にやりましょう」と呼びかけた。インコさんは発言者の時間調整に大活躍だった(笑)。

学習して、目立つ行動へ!

まとめのスピーチは高山俊吉さん。裁判員裁判が開始されて1年5ヶ月、状況はますます破たんしひどくなっていると指摘。依然として圧倒的国民から背を向けられていること。さらに裁判がまともに進んでいない現実。2000件の起訴事件のうち、判決が出されたのはまだ900件くらいとのこと。

そのうえ10月から死刑求刑が予想される裁判員裁判があちこちで始まり「あなたは人を殺せるか?」という局面になり、証拠改ざん問題で、最高裁・法務省はこれで裁判員制度への反発が一層強まるかと戦々恐々としているが、マスコミはこの状況を伝えないと批判した。

高山さんは、「起きていることは司法改革の大破たんであり、裁判員制度の大破たん。改ざん・隠ぺいをやってきた検察庁、それを許してきた裁判所が裁判員制度を推進している。特捜解体や検事総長が辞めたら終わりだとさせてはならない。解体的出直しというのなら、日本の権力的な刑事司法そのものが解体されなくてはならない」と訴えた。

そして、国がなぜこの裁判員制度にこだわっているのかをつかみ、この状況を利用してもっと前に出ようと提起。一人の拒否をみんなの拒否へ、みんなの拒否で制度の廃止へ。ここはひるまない闘いを腹をくくってやろう!と檄を發した。(事務局・先崎)